

令和5年2月14日

座間市長 佐 藤 弥 斗 様

座間市環境審議会
会長 田中 充



第2次座間市環境基本計画（案）の策定について（答申）

令和4年6月30日付け座環発第8号により諮問されました標記事項について、本審議会は、慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり答申します。

なお、計画の推進に当たって留意すべき事項を下記のとおり申し添えます。

記

- 1 令和5年度から開始する「第五次座間市総合計画」においては、目指すまちの姿として「ひと・まちが輝き 未来へつなぐ」を掲げ、この実現に向けた「分野別政策・施策」では、「政策3 安全・安心で環境にやさしいまちづくり」や「政策6 緑あふれる快適なまちづくり」において「安全・安心な生活環境の整備」、「地球温暖化対策の推進」、「資源循環の推進」、「公園緑政」などの施策課題を打ち出している。第2次座間市環境基本計画の策定及び推進にあたっては、まちづくりの指針である第五次座間市総合計画との整合性を確保しつつ「目指すまちの姿」の実現に向けて、国・県や近隣自治体の取組と連携しながら施策の効果的な推進に取り組む必要がある。
- 2 第2次座間市環境基本計画（案）では、法令により策定が義務付けられている地球温暖化対策実行計画（区域施策編及び事務事業編）と地域気候変動適応計画を新たに策定または改定し、これらを本計画（案）に内包する方式で策定している。具体的には、これらの諸計画を本計画（案）の「基本目標1 地球環境」に位置付けた上で「第5章 脱炭素化及び気候変動適応の推進」において展開し、二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す座間市ゼロカーボンシティの目標の実現に向けた関連施策を提示している。市は、脱炭素社会の実現及び気候変動適応に係る取組の体系的な実施に向けて、関係部課の密接な連携体制を構築するとともに、市民・事業者との協働により実効性のある施策を推進する必要がある。
- 3 前項の脱炭素社会の実現及び気候変動適応の対応に関しては、新たな科学的知見に基づく国際社会の取組や国の政策的な動向、対策技術の進展など時代状況は急速に変化しており、これに的確に対応しつつ施策の推進を図ることが求められる。市は、関連情報の積極的な収

集・蓄積に努めるとともに、必要に応じて計画の内容や施策体系の強化・見直しを行うなど、適切に対処していく必要がある。

4 新型コロナ感染の広がりと社会経済状況の急速な変動、地球温暖化問題の深刻化などを契機とし、市民の意識と生活様式は大きく変容しており、地球温暖化対策や安全・安心な生活環境の整備、資源循環の推進など、環境問題への対応においても多面的で複合的な要素を抱える課題が広がっている。市は、市民・事業者とこれらの課題を共有し、多様な主体とともに創る「共創」の理念のもと、相互に役割を果たしながら課題の解決に取り組む必要がある。

以上の諸点を踏まえ、第2次座間市環境基本計画を策定し推進するとともに、6つの基本目標の実現に向けて、これまで以上に市・市民・事業者が参加を基調とした取組を実行し、適正な進行管理により計画の着実な推進が図られるこことを期待します。